

○富士見市地域公共交通協議会条例

平成27年3月27日条例第20号

令和2年12月22日条例第42号

令和7年12月17日条例第38号

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項に規定する地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、市民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図るため、富士見市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更並びに実施について協議すること。
- (2) 乗合旅客運送の態様等に関し、協議すること。
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金について協議すること。
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関し、協議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通に関し必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員27人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民又は利用者
- (2) 公共交通事業者等の代表者
- (3) 公共交通事業者等が組織する団体の代表者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 市職員
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員（次条第1項の臨時委員を除く。以下この条において同じ。）の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 第3条の規定にかかわらず、市長は、協議すべき事項について特に必要があると認めるときは、協議会に臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

3 臨時委員の任期は、委嘱又は任命の日から第1項の協議が終了した日までとし、その期間は、2年を超えることができない。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 協議会は、道路運送法第9条第4項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する協議を部会において行う。この場合において、部会の協議をもって協議会の協議とする。

2 前項の部会の構成員は、道路運送法第9条第4項各号に掲げる者であって、協議会の委員であるもののうちから、会長が指名する。

3 協議会は、第1項の部会のほか必要に応じ、会長が指名する者を構成員とする部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第9条 協議会は、協議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、都市整備部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。